

令和7年度 第1回 江南市行政不服審査会 議事録

- 日 時 令和7年7月2日（水）午後1時25分～午後1時35分
- 場 所 江南市役所 防災センター2階 セミナー室（南）
- 委 員 出席5名（倉知正憲、浅野總一郎、山下陽子、田實直也、宇梶郁）
- 傍聴者数 0名
- 資 料 平成28年度から令和6年度までの審査請求の実績
- 議 題 審査請求の実績について

事務局 （資料に基づき説明）

委 員 令和6年度は審査請求件数0件ということだが、江南市と同じ規模の県内の市においても同じような件数か。一般の方でこの制度を理解している人は少ないはずで、不服があったとして審査請求の手続をとるかどうかというのは、周知がどれくらいできているかということとも関係してくる。

事務局 他市の状況は把握していないが、制度の周知については、例えば保育園入所決定等の通知の中で教示文を記載して、審査請求ができる期間等を示しており、処分に不服がある場合の申し立てについては、通知を受けた方には認識をしていただけていると思われる。

委 員 一般の人は制度の存在を知らない。処分に対してわからないことや不服があった場合には、まずは市の窓口に行くと思われるが、一般的には弁護士を頼るケースもあると思う。当事者が我慢を強いられるようなことがないよう、制度の周知が今まで以上に必要ではないかと思う。

委 員 ホームページ等での周知は行っているか。

事務局 行政不服の制度及び審査請求の件数をホームページと毎年6月の広報に掲載している。

委 員 実際の窓口における不服への対応はどうか。

事務局 審査請求は時間を要すものなので、例えば、保育園の入所決定であれば、審査請求以外の代替手段を紹介するなど、より良い選択が可能となるよう担当課では対応していると思われる。

委 員 審査請求の件数が0であることに越したことはないが、0件に隠れた何かがあるってはいけないということを、市は忘れないようにしてほしい。